

news

THE MUSEUM OF MODERN ART, WAKAYAMA

2018 093



大下藤次郎 《多摩川畔》 1907（明治40）年 島根県立石見美術館蔵
「水彩画家・大下藤次郎展」より

水彩画の広がり 大下藤次郎と和歌山のひとびと

「水彩画家・大下藤次郎展」より

明治 150 年記念 水彩画家・大下藤次郎展 島根県立石見美術館コレクション
2018(平成30)年2月10日(土)－3月25日(日)

「水彩画家・大下藤次郎展」では、明治時代に活躍した水彩画家、大下藤次郎(1870-1911)の画業を、島根県立石見美術館が所蔵する作品と資料から紹介しています。日本各地を旅し水彩画に描いた大下ですが、残念ながら和歌山県内を訪れたことはないようです。しかし、大下による水彩画の普及活動に影響を受けた人物は和歌山にもいました。ここでは、大下の活動を通して水彩画が全国に広まった一例として、大下と和歌山のひとびとの関わりを紹介したいと思います。

まず大下と直接交流を持った人物として、和歌山市出身の北山清太郎(1888-1945)*1の名を欠かすことはできません。北山も大下に影響を受け、水彩画に関心を持った若者のひとりでした。行動力のあった北山は、1908(明治41)年、20歳になる年に知人のいた横浜を拠点として同好の仲間と絵画サークルを立ち上げ、展覧会の開催や会報誌の発行を手がけています。その活動は逐次大下が手がける雑誌『みづゑ』に報告されました。その後大下に近づき、1911(明治44)年3月には大下が東京で運営していた日本水彩画会の大阪支部を立ち上げます。さらに5月には上京し、日本水彩画会の研究生になるとともに、『みづゑ』の発行元であった春鳥会で画材の取次販売を始めました。10月に大下が急逝しますが、その直後の『みづゑ』編集を引き継いだのは北山です。



図1 北山清太郎【花壇】1938(昭和13)年 水彩、紙 個人蔵

北山は3号で『みづゑ』の編集と大下に関わる組織から離れ、自ら日本洋画協会という組織を作り、美術雑誌『現代の洋画』の発行や絵画講習会の実施、展覧会の開催など、美術に関わる様々な活動を展開します。ただしそれらの多くは、大下が行った活動を踏襲したものでもありました。その後北山は、国産アニメーション制作の草分けになるなど、美術から映像の世界に活躍の場を移します。しかし

ながら、生涯にわたって美術への関心は失わず、絵を描くことに楽しみを覚えていたことは、1938(昭和13)年の年記がある水彩画(図1)が物語っています。

北山がどのようにして大下の活動を知るようになったのか、今のところ不明ですが、その活動が和歌山にも届いていたことは、『みづゑ』誌上に当地在住者の名前が掲載されていることから分かります。実業家であり写真家ともなる和歌山

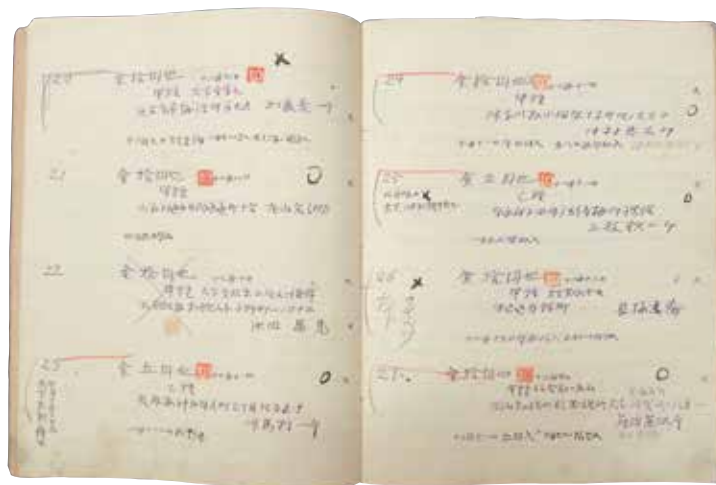


図2 「水彩画講習所寄付申込控」 1906(明治39)年 島根県立石見美術館蔵
*左中ほどに池田昌克の名前。ただし×がつけられ、「T.O」の印がない。事情により寄付はとり止められた可能性もある

市出身の島村安三郎(逢紅)^{しまむらやすさぶろう ほうこう}(1890-1944)は、おそらく和歌山中学に在学中の1906(明治39)年10月頃、春鳥会の会員となったことが『みづゑ』18号^{*2}に記されています。また医師であり日本画家となる御坊市出身の池田(日高)昌克^{いけだ ひだか しょうこく}(1881-1961)は、和歌山市で医院を開業する傍ら、『みづゑ』誌上で毎号募集されていた絵葉書作品の競技会に投稿し、入賞も果たしていました。同競技会には島村も投稿しており、例えば、『みづゑ』21号^{*3}ではふたりが同時入賞しています。島村は春鳥会が改組した日本水彩画会の会友であることが『みづゑ』38号^{*4}に掲載され、引き続き大下の活動と関わり持っていたことが分かります。一方池田は、『みづゑ』18号^{*2}で大々的に行われた水彩画研究所新築のための寄附募集に応募した形跡が、大下旧蔵の資料「水彩画講習所寄付申込控」(図2)に名前があることから分かりました。この後、島村は逢紅名で写真家、池田は日高姓で日本画家として活動しますが、美術への関心はまず大下により開かれました。

また1907(明治40)年8月、大下が大阪の桃山中学校で開催した第2回水彩画講習会には和歌山からの参加者もありました。先述の島村もそのひとりです。他に和歌山中学の学生であった寺中美一^{てらなかびいち}(1892-1917)、和歌山師範学校の学生であった西尾英吉(詳細不詳)、保田虎太郎

(詳細不詳)、新宮中学校の教員であった竹下一郎(詳細不詳)という人物も大下が講師を務める講習会に参加していました。『みづゑ』28号^{*5}には講習会の報告と参加者の名簿が掲載されていますが、不参加者も含め申込みをした者を記した「夏期講習会申込人名簿」(図3)が大下旧蔵資料として残されており、そこにも彼らの名前を見ることができます。

このうち保田はこの後も熱心に活動を続け、日本水彩画会の会員となったことが『みづゑ』33号^{*6}に記されます。保田は『みづゑ』37号^{*7}に活動報告を寄せたのち、『みづゑ』58号^{*8}では所属が「和歌山県伊都郡応其小学校」として会友名簿に記載されているので、おそらく教員となったと推測されます。大下の活動には各地の師範学校や中学校の学生と教員も多く参加していました。彼らがさらに学校で教えることが、水彩画の広まる要因となったと考えられます。

寺中は中学を卒業後、1911(明治44)年に画家を志して上京し、東京美術学校を受験するも失敗、大下も関わる太平洋画会の研究所で学びます。1917(大正6)年には島村安三郎の島村家より資金提供の申し出を受け、ヨーロッパ留学を準備するさなか、病気により急逝しました。当館にはその自画像(図4)が収蔵されています。

以上は和歌山の例ですが、大下の活動



図4 寺中美一 《自画像》1916(大正5)年
油彩、キャンパス 当館蔵

が全国に伝播し、各地で共感を覚えた人物たちがさらに活動することで、水彩画が全国的な広がりを持つようになっていった過程が見えてきます。水彩画は技法の簡便さゆえに、描きはじめる時のハードルが低く、初学者に適した技法と言えます。水で溶くだけで得られる鮮やかな色彩は、色づかいの学習に適しているのはもちろん、絵を描くことの喜びを大いに与えてくれます。その表現としての魅力と適切な描き方を伝える普及活動を通して、美術に関心を抱く若者たちに、とにかく実際に絵筆を執る機会を与えたことは、続く時代の美術の発展にもつながる大下の大きな功績だと言えるでしょう。(宮本久宣)

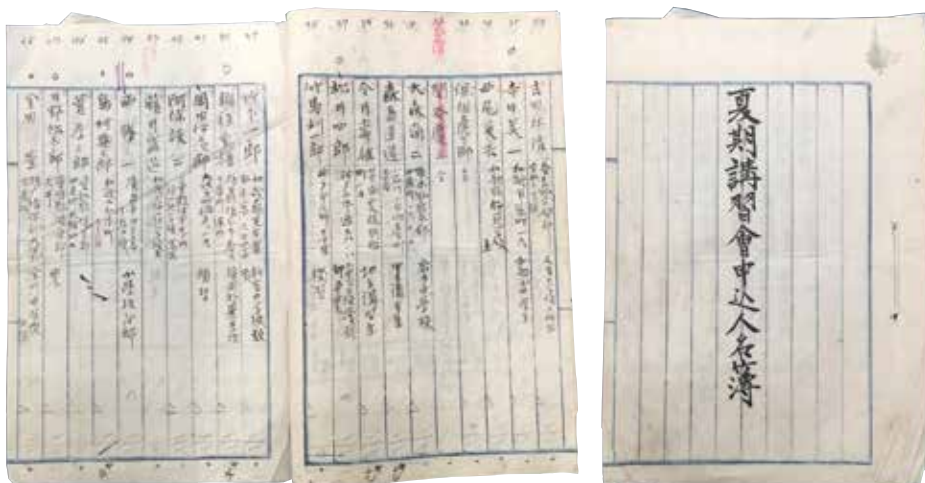


図3 「夏期講習会申込人名簿」1907(明治40)年 島根県立石見美術館蔵
*寺中、保田、竹下、島村らの名前がある。和歌山師範学校からは他にも申込者がいたが、『みづゑ』28号の参加者名簿に名前はない

*1 北山清太郎については、2016(平成28)年度に開催した「動き出す!絵画」展で紹介いたしました。詳しくは同展図録をご参照ください。
*2 『みづゑ』18号、春鳥会、1906年11月3日。
*3 『みづゑ』21号、春鳥会、1907年2月3日。
*4 『みづゑ』38号、春鳥会、1908年6月3日。
*5 『みづゑ』28号、春鳥会、1907年9月3日。
*6 『みづゑ』33号、春鳥会、1908年2月3日。
*7 『みづゑ』37号、春鳥会、1908年5月3日。
*8 『みづゑ』58号、春鳥会、1910年1月3日。

黒住章堂からのメッセージ

和歌山市寂光院の文化財緊急調査を通じて

地域の寺社や施設、企業、商店、個人宅などには、未だ世に知られていない文化財がたくさん存在しています。ときどき、「これはどういうものだろう?」と思われた所有者の方から問い合わせがあります。作品の真贋や市場価格を伝える鑑定には対応できませんが、お話をうかがったり現物を拝見したりして、それがどういった物であるのかや、今後の保存管理の方法などを、分かる範囲でお答えします。場合によっては、こういった問い合わせが、失われてしまう文化財の救出につながる場合があります。

今回、和歌山県立博物館の主導で、当館のほかには和歌山市立博物館、和歌山県立文書館、和歌山県教育庁文化遺産課、歴史資料保全ネット・わかやま、和歌山県建築士会等から、歴史資料、建築、古文書、美術などの専門家が集まり、約半年間にわたる寺院調査を行いましたので、その活動の一端をご紹介します。

昨年(2023)の3月末に、和歌山市松江の寂光院(じやくこういん)というお寺から県立博物館に「まもなく庫裏を取り壊す予定で、その前に貴重な文化財がないか調査してほしい」と電話がありました。

県立博物館の学芸員が現地へ行ってみると、庫裏には近代に描かれたと思われ



黒住章堂 《竹虎図》1935(昭和10)年 顔料、紙

る襖絵があり、その知らせを受けて当館からも2名の学芸員が急行しました。

天台宗安楽律院派の寂光院は、1750(寛延3)年の開創から270年近い歴史がある寺院です。古い立派な建物には、6部屋に描かれた襖絵の大作66面に加え、書画や古文書、書籍類など、大量の文化財が残されていました。初回の調査にはベテランから若手まで、計12名の和歌山市内の専門家が集まり、頼もしく感じたのを覚えています。

それから各分野で手分けして、全7回の現地調査を実施しました。私は絵画班として計3回の調査に参加し、数名で掛軸などの書画の調書作成、撮影、タグ付けなどの整理のほか、輸送のための梱包も行いました。

そして、襖絵に関しては、私の方でさらに詳しい調査を担当することになりました。今回の襖絵には「昭和乙亥年孟夏／章堂」の墨書と「章堂」の朱印があり、「黒住章堂」(1877-1943)という岡山出身の人物が1935(昭和10)年に描いたものだということがすぐに調べがつかまりました。

しかしながら、「黒住章堂」に関する情報は少なく、専門家の間でもほとんど知られない存在でした。無名なら大した価値はないのでは、と思う人も多いかもしれませんが、それでも、失われてはいけないと思わせるほど、目の前の作品は力が入ったものでした。ここで、有名か無名かにかかわらず、後世に残すべきかどうか、その価値を見極める必要が出てきます。

そこで、様々な文献などを調べることで章堂の人物像を確認しました。彼は、画業の初期に展覧会や博覧会等へ出品していたことから、はじめは画家として身を立てようとしていたようです。しかし、当時明治維新の廃仏毀釈によって荒廃した多くの寺社仏閣が全国各地に存在する中で、章堂はその再興に心血を注ぐようになります。私財を投じるだけでなく、絵筆を揮って資金を集めたり、自ら出家して廃寺寸前の寺の住職を務めたりと、その献身ぶりは並々ならぬものです。



寂光院庫裏 玄関



寂光院庫裏 中間

美術史における知名度が低いのもそのはずで、章堂は生涯のほとんどを自身の画家としての功名よりも、寺社の再興に捧げた人物でした。歴史や信仰の場が失われるのを食い止めようと、彼は全国各地で奮闘しています。明治以降かなり荒廃していた寂光院の襖絵制作も、そうした中で章堂が残した足跡のひとつだったのです。

詳細な調査は、私だけでなく、古書画、歴史資料、建築、古文書等の専門家も個別に進めていました。その間で情報交換をすることにより考察が深まり、寂光院にまつわる歴史と文化の全体像が立体的に見えてきました。

古人の努力を無に帰すことのないよう、守り伝えていかなければ、という思いを新たに、調査チームは建物や文化財について、今後の保全や活用方法を模索しました。

まず、章堂の襖絵と同様に文化財的価値が認められる庫裏の建物に関して、残す道はないか、それぞれが知恵を出し合っ



調査風景

叶わず、こちらは既に解体が決定しているようです。しかし、襖絵と資料の一部は無事に搬送され、現在、一時保管先の和歌山市立博物館に預けられています。

そして、今回の調査活動の成果をより多くの人に知ってもらうため、調査メンバーの8人が執筆し報告書をまとめたほか*¹、和歌山市立博物館では章堂の襖絵の展示*²や講演会*³も実施されます。これらを通じて、文化財を守ることの大切さに対する理解が広まれば幸いです。

現在、存亡の危機にさらされている寺社や文化財級の建築は多く、それに伴って様々な文化財が失われつつあります。



しかし、専門分野や官民を超えて協力し連携すれば、貴重な文化財が失われるのをいっくら食い止められることを、今回強く実感しました。

明治維新の廃仏毀釈で、貴重な文化財の多くが失われたり、海外へ流出したりしたことはよく知られる通りです。当時より文化財の保護に対する理解は深まったとはいえ、今も人知れず失われてしまう文化財は少なくないでしょう。

今から約80年前にも、黒住章堂という一人の画家が、歴史や文化が失われていく状況を憂いて、各地を奔走していました。取り返しがつかなくなる前に、危機感を持って守らなければならないということを、彼が時代を越えて訴えかけてくれているような気がしてなりません。

(藤本真名美)

*¹ 今回の調査の詳細内容は、前田正明、額田雅裕、佐藤顕、御船達雄、藤本真名美、山下奈津子、近藤壮、藤隆宏「和歌山市寂光院の文化財緊急調査概報」『和歌山市立博物館研究紀要』32(2017年12月)をご参照ください。

*² 2018(平成30)年3月13日(火)~4月1日(日)ホール展示「文化財を守る—和歌山市寂光院の襖絵—」。

*³ 2018(平成30)年3月14日(水)13時~和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議公開研修会「和歌山市寂光院の文化財緊急調査について」講師:和歌山県立博物館 前田正明、和歌山県教育庁文化遺産課 御船達雄、和歌山県立近代美術館 藤本真名美。



黒住章堂 《孔雀牡丹図》
1935(昭和10)年
顔料、紙



美術館とは何か 美術館はどこへ行くのか

「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」

美術館は何のためにあるのか。展覧会を開くため、作品や文化財を守るため、展示や作品を楽しむため、学びたい人が知識を得るため、あるいは観光スポットだから……。そのどれもが正しい。日本では博物館法によって、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学などのさまざまな館種のひとつとして美術館は位置づけられ、作品・資料を収集、保管、展示、調査研究し、教育普及することが定められている。

そこに近年、博物館や文化財を観光資源として積極的に活用しようとする動きが国の施策として——法律の改正も視野に入れて——高まっている。もちろん人が集まる場としての博物館は積極的に活用されるべきだが、しかしその公共性・公益性や文化財保存という使命が反故にされて良いものではない。また美術館について言えば、作品の展示に対して政治的圧力がかけられるなど、一様には解決できない変化が起きている。けれども美術館がその公的性格を認識した上で、法的範囲かつ来館者への配慮を十分に行っているにもかかわらず表現の自由を担保されないのであれば、美術館には美術表現を生み出す場としての力はなくなってしまうだろう。美術館が美術館であるために守らなければならないものはなにか、それを考える時期に来ている。

全国美術館会議という組織がある。日本全国の美術館ネットワークで、二つの委員会と8つの研究部会を有し、美術館を取り巻くさまざまな課題を共有・検討、



「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」冊子。資料部分には、日本博物館協会版の「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」、ICOM 職業倫理規定(日・英)、「博物館法」、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」、「文化芸術基本法」を掲載した

そしてその解決に向けて実践的な活動を行う団体である。博物館関係の組織としては、国際的にはユネスコの公式協力機関である ICOM (国際博物館会議) や、国内では(公財)日本博物館協会があるが、全国美術館会議はより狭く、その名の通り専ら美術館による美術館のための組織である^{*1}。

去る 2017(平成 29)年 5 月、この全国美術館会議の第 66 回総会において、ひとつの文書が採択された。「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」(以下、「原則と行動指針」という、少々堅い名前のそれは、「美術館が担う社会的な使命を実践するために望ましい美術館のあり方と美術館に携わる者が取るべき行動指針を示し、内外に広く美術館への理解を図ることを目的にし」^{*2}たものだ。ここで言う「美術館関係者」とは学芸員だけではない。設置者、総務、技術系、サービス部門の職員、ボランティア等、美術館活動に携わるすべての者を指す。そういった様々な方面から関わる人たちの力があって、美術館は成り立っているからだ。

「原則と行動指針」の採択までには、迎れば 20 年を要している。博物館法の改正が検討され始めたことに応じて全国美術館会議として提言をまとめるべく、1997(平成 9)年、博物館法検討委員会が設置され、議論が始まったことに端を発する。途中、中断があったものの、2012(平成 24)年からは全国美術館会議の中に設置された美術館運営制度研究部会が中心となって改めて検討を始めた。それ以降も、そもそもこういった文書の必要性を問い直す声が挙がるなど、さまざまな議論と紆余曲折を経ながらも、最終的には多数の賛同を得てようやく採択となった^{*3}。筆者は策定に至る最後の時期に美術館運営制度研究部会の部会員として関わることができたが、そのことを心から嬉しく思う。

この「原則と行動指針」は、日本の美術館が自らの目標、役割、責任、行動を初めて明文化したものであり、かつ社会に向けての宣言とも言える。しかし生み落とされたばかりで、まだ脆い。何か問題が起きたときに抛るべきものとされる

ためには、広く美術館関係者に認知されなければならない。さらには美術館について広く社会から理解を得るために、積極的に伝える努力をしなければならない。12 月にはこの「原則と行動指針」に加え、出来上がるまでの経緯や関連年表、その他関連する文書をまとめた資料編を附した冊子を刊行した。

美術館を支える来館者の方々にも、美術館とは何のためにあるのか、この「原則と行動指針」に目を向けてもらい、知り、考えてもらいたい。紙面の都合上、ここでは「原則」だけを掲載するが、まえがきや「行動指針」とその解説も含めた全文は、全国美術館会議ホームページ(<http://www.zenbi.jp>)からダウンロードすることができる。(青木加苗)

美術館の原則

1. 美術館は、美術を中心とした文化の価値を継承・発展、さらに創造することに努め、公益性・公共性を重視して人間と社会に貢献する。
2. 美術館は、人類共通の財産である美術の作品・資料及びそれに関わる環境の持つ多様な価値を尊重する。
3. 美術館は、設置目的・使命を達成するため、安定した人的、物的、財源的基盤をもとに活動し、美術館に関わる人々と作品・資料等の安全確保を図る。
4. 美術館は、倫理規範と専門的基準とによって自らを律しつつ、人々の表現の自由、知る自由を保障し支えるために、活動の自由を持つ。
5. 美術館は、設置目的・使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
6. 美術館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で保存して次世代に引き継ぐ。
7. 美術館は、調査研究に努め、その成果の公表によって社会から信用を得る。
8. 美術館は、展示公開や教育普及などを通じ、広く人々とともに新たな価値を創造する。
9. 美術館は、活動の充実・発展のため、各職務の専門的力量的向上に努める。
10. 美術館は、地域や関連機関と協力連携して、総合的な力を高め、社会への還元を図る。
11. 美術館は、関連する法令や規範、倫理を理解し、遵守する。

*1 1952(昭和 27)年に発足し、現在日本全国の美術館 386 館(2017 年 5 月 25 日現在)を中心に、個人会員、賛助会員らで構成されている。

*2 「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」まえがきより。

*3 この間の 2006(平成 18)年には、あらゆる国と地域、館種に適用しうる博物館の最低基準を示した「ICOM 職業倫理規定」(2004 年改訂)の日本語版が公開されている。そしてそれを受けるかたちで 2012(平成 24)年には日本博物館協会が、日本の博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を「博物館の原則」として、そして博物館関係者が共有すべき倫理的な基本事項として「博物館関係者の行動規範」を示している。全国美術館会議版の「原則と行動指針」は、この日本博物館協会版をもとに、美術館の実情をふまえて作られた。特記すべきは「4. 自由」の項目が加えられていることである。

公開シンポジウム「#学芸員のおしごと」

学芸員が地域に果たす役割

2017(平成29)年6月10日、和歌山地方史研究会第137回例会として、公開シンポジウム「#学芸員のおしごと」が、和歌山市立博物館にて開催され、筆者も報告者の一人として参加した。

学芸員は博物館や美術館などではたらく専門的職員で、資料の収集・保管・展示・調査研究・教育普及などを通じて、地域の歴史や文化、自然についての知識とその魅力を伝える役割を担っている。学芸員の仕事は多岐にわたり、それぞれ専門的な知識やスキルを活かして、様々な形で市民生活と関わりをもっている。

しかし一方で、学芸員や博物館施設が具体的にどのような活動を行っているのかについて、正しく伝わっていない現状もあるように思われる。2017(平成29)年4月に、報道を通じて社会問題化した学芸員に対する事実認識発言に対しては、日本博物館学会、日本生態学会など各種学会・協会から、学芸員の重要性をアピールする声明が出された。

和歌山県域ないしは紀伊国の歴史・文化・民俗などに関する研究を深めるため、1980(昭和55)年に設立された学術的・在野的・民主的団体である和歌山地方史研究会でも、こうした状況を踏まえ、大河内智之氏(研究幹事代表・和歌山県立博物館)と近藤壮氏(研究幹事副代表・和歌山市立博物館)が中心となって、いち早く公開のシンポジウムが企画された。タイトルの「#(ハッシュタグ)学芸員のおしごと」は、SNSサイト「ツイッター」において、学芸員の応援や仕事の紹介のためのコメントにつけられたキーワードから採

用されている。学芸員がどのような仕事・活動をしているのか、和歌山県下の歴史・文化・自然等に関する研究を最前線で支えている学芸員8名の報告があり、続いて質疑応答・トークセッションがおこなわれた。ここでは紙面の都合もあるので、下記にタイトルのみ記したが、各報告からは、多岐にわたる分野の学芸員が県下にも存在し、それぞれが専門やスキルを活用して、地域に貢献していることが理解された。詳細は『和歌山地方史研究』74(2017年12月28日)の特集に掲載されたので、ぜひご覧いただきたい。

私はといえば、「美術館学芸員の仕事—もの、ひと、ことをつなぐこと—」というタイトルで、準備中であった「アメリカへ渡った二人 国吉康雄と石垣栄太郎」展(2017年10月7日—12月24日)に関連した報告をおこなった。和歌山県は明治以降、多くの移民を海外へと送り出したが、なかには渡米して画家になったものもいる。石垣栄太郎はその一人だが、当館では県立美術館時代の1966(昭和41)年に個展を開催して以来、歴代の学芸員が、石垣や渡米画家についての新たな調査・研究の成果や、様々な協力者・関係機関との出会い・きずなを深めながら、それらを蓄積し受け継ぎ伝えている事例を紹介した。石垣に限らず、地域の美術を調査研究し、次世代へと伝えていくことは、地域における美術館の基本的な役割のひとつである。

シンポジウムは緊急の開催であったにも関わらず、60名以上の参加者があり、この問題についての関心の高さがうかがえた。私自身にとっても、美術館以外の学芸員の現場仕事について理解を深めるよき機会となったが、同時に、当事者から発信することの必要性についても実感することになった。(奥村一郎)



公開シンポジウム会場風景

公開シンポジウム「#学芸員のおしごと」(和歌山地方史研究会第137回例会)
日時:2017(平成29)年6月10日 13時—16時40分
会場:和歌山市立博物館 主催:和歌山地方史研究会
後援:和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議(和博連)



『和歌山地方史研究』74(特集2 #学芸のおしごと)、2017(平成29)年12月、和歌山地方史研究会

- 報告① 「市町村の学芸員—郷土の歴史のエキスパートを目指して—」木谷智史(有田市教育委員会)
- 報告② 「古文書から探る地域の歴史—文献資料をあつかう学芸員のおしごと—」小橋勇介(和歌山市教育委員会文化振興課)
- 報告③ 「お城の学芸員—「探る」・「守る」・「伝える」—」新谷和之(和歌山市和歌山城整備企画課)
- 報告④ 「水族館的博物館のおしごと」揖善継(和歌山県立自然博物館)
- 報告⑤ 「ふどきのおかの学芸員—学校資料と民俗文化財—」藤森寛志(和歌山県立紀伊風土記の丘)
- 報告⑥ 「ふどきのおかの学芸員—岩橋千塚の整備と埋蔵文化財—」佐々木宏治(和歌山県立紀伊風土記の丘)
- 報告⑦ 「美術館学芸員の仕事—もの、ひと、ことをつなぐこと—」奥村一郎(和歌山県立近代美術館)
- 報告⑧ 「人と物と場をつなぐ—仏像レプリカを作る理由—」大河内智之(和歌山県立博物館)

質疑応答・トークセッション コーディネーター:近藤壮(和歌山市立博物館)

「保存」の話をしよう。

③いないときに、いる。

美術館には休館日があります。なんだ、開いていないのか、とがっかりされた方もいらっしゃるかもしれませんが。中で何かやっているな、と推理した方、当たりです。

この休館日は、展示作業や工事にあてられています。保存の仕事にもチャンスです。人がいないので、大規模な清掃や、薬剤を使った燻蒸作業もより安全にできます。12月の休館日には、館内の室内空気汚染の調査をしました。

大気は、窒素、酸素、アルゴン、二酸化炭素が主な成分で、ここに水蒸気と、微量の化学物質と塵、空中を浮遊する菌などが混じっています。近くに海がある当館では、塩の粒の割合も高くなります。作品の劣化を進める要因となるものが何種類もありますので、作品のための場所へは、フィルターで濾した空気を入れています。空調には、温度と湿度を調節するだけでなく、このような働きもあります。

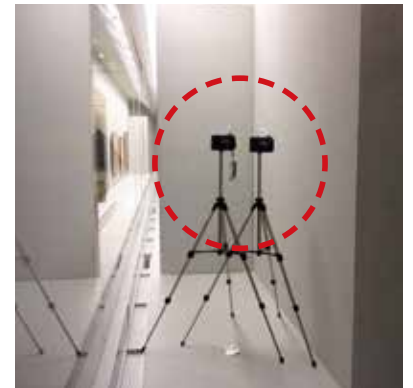
それでも、塵や菌などは人とその出入りにもなう空気の動きによって館内に入りますから、溜まらないように掃除しています。そして、その結果を、データに影響して



菌を培養する培地と、空気を集める器械

しまう人の出入りがない休館日に調べるのです。例えば菌の調査では、空気中の菌を、菌の栄養になるものを空気にさらすことで付着させ、それを、菌にとって快適な気温を保って7日間培養し、空気中に浮遊する菌の有無、あるいはその量を評価します。

化学物質は、別な方法で調べます。溶媒のなかに空気を通して溶かし込み、それを分析して、どの物質がどのくらいの濃度であるかを調べます。現在当館ではシックハウス症候群の原因としてよく知られているホルムアルデヒド、そして酢酸と蟻酸について検査しています。どれも私たちが生活している



空気中の化学物質を収集しているところ

場所に、たいていあるものです。その濃度が問題になるのは、人間の健康にとっても、保存すべき文化財にとっても同じです。最近、人と作品はよく似ているなど思います。

菌も、化学物質も目に見えませんし、少しずつ変化するために、その変化が感じ取りにくいものです。それで、当館では決まった時期に、決まった場所での調査を続けています。調査の結果を積み上げていると、環境の変化に早く気づいて対処できます。対処が早いほど、被害を小さく抑えることができるのも、人間が健康を保つときに気をつけることと同じです。(植野比佐見)

Museum Calendar

開館 / 9時30分～17時00分 (入場は16時30分まで)
休館 / 毎週月曜日 (祝休日の場合は開館、翌平日休館)

2.10(土)～3.25(日) 特別展 明治150年記念 水彩画家・大下藤次郎展

明治期に活躍した水彩画家・大下藤次郎(1870～1911)。日本全国に一大水彩画ブームを巻き起こした画家が、各地を旅しながら残した美しい明治の風景を、島根県立石見美術館コレクションにより紹介します。



大下藤次郎
《越ヶ谷の春色》
1897(明治30)年
島根県立石見美術館蔵

1.4(木)～4.15(日) コレクション展 2018-冬春

特集 はじまりの景色
特集 滋賀県立近代美術館所蔵
院展の画家たち I



村井正誠
《ロンパルディア》
1929(昭和4)年



友の会 会員特典いろいろ

1. 展覧会の無料観覧
2. 各種行事への参加(美術鑑賞ツアー、ミュージアムコンサートなど)
3. 展覧会のご案内、美術館ニュース、その他情報の配布
4. 版画の頒布会への参加
5. 当館ミュージアムショップでの割引
6. 館内レストランでの割引

メールマガジン Facebook twitter ご案内

メールマガジンでは展覧会の情報はもちろん、講演会、トーク、ワークショップなど当館に関するタイムリーなトピックスを定期的にお届けしています。当館ホームページよりご登録いただけます。また Facebook や twitter でも、最新の情報を発信しています。あわせてご利用ください。

入会のご案内

一般会員 6,000円
学生会員 3,000円

ミュージアムショップにてお手続きいただけます。会員証即日発行。郵便振替でもお申し込みいただけます。詳しくは友の会事務局まで。

Tel. 073-436-8690 担当：中川

